

令和 2 年度第 1 回知多市空家等対策協議会 議事要旨

1. 開催概要

(1) 日時等

2020 年 7 月 21 日 (火) 14:00～15:10 知多市役所 3 階協議会室

(2) 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
児玉 善郎	日本福祉大学 学長	
野田 悟	愛知県建築士事務所協会 知多支部	
安島 千暁	愛知県司法書士会	
竹内 栄道	愛知県宅地建物取引業協会 知多支部	
日紫喜 智子	知多市民生委員・児童委員連絡協議会	
石井 秀典	知多市コミュニティ連絡協議会	
宮島 壽男	市長	代理出席：長谷川勝春副市長

(3) 報告 (質疑等は「2. 質疑」に示す。)

1 令和元年度の空家等対策事業について

- ・事務局から資料 1 に基づいて、令和元年度の空家等対策事業について説明。

2 令和 2 年度の空家等対策事業について

- ・事務局から資料 1 に基づいて、令和 2 年度の空家等対策事業について説明。

3 知多市の空家等の状況について

- ・事務局から資料 2 に基づいて、知多市の空家等の状況について説明。

(4) 議題 (質疑等は「3. 議事結果」に示す。)

1 知多市空家等の適正管理に関する条例 (案) について

- ・事務局から資料 3 に基づいて、知多市空家等の適正管理に関する条例 (案) について説明。

2 知多市特定空家等認定基準 (案) について

- ・事務局から資料 4 に基づいて、知多市特定空家等認定基準 (案) について説明。

(5) その他

- ・事務局から、第 2 回知多市空家等対策協議会を令和 3 年 2 月頃に開催予定である旨を連絡。

2. 質疑

(1) 令和元年度の空家等対策事業について

委員	・作成したパンフレットについて、広報紙への折り込みや公共施設での配布等を検討してはどうか。啓発のために作成したのだから、どんどん活用したほうがよい。
事務局	・検討する。
会長	・所有者等に通知を送る際などにも有効活用してほしい。

(2) 令和2年度の空家等対策事業について

会長	・今年度は、セミナーや相談会の開催は予定していないか。
事務局	・今年度は予定していない。関係団体との連携を進めながら、来年度以降の開催を目指したい。

(3) 知多市の空家等の状況について

委員	・数字だけでなく空家等の分布を地図で示すと、空家が放置されている理由が把握でき、後々の方策を考えられるのではないか。
事務局	・平成29年度に実施した空家等実態調査の結果については、地図に落とし込んでデータベース化しており、昨年度策定した計画にも分布図を掲載している。

委員	・「利用が確認されたもの」は0件だが、調査していないのか。
事務局	・今回は調査していない。

委員	・有効的な対策をするために、空家の状況について、さまざまな条件とクロスして分析を行ったほうがよい。
----	---

委員	・「解体が確認されたもの」のうち、特定空家に該当する空家の割合はどれだけか。
事務局	・確認して報告する。

3. 議事結果

(1) 知多市空家等の適正管理に関する条例(案)について

会長	・パブリックコメントの期間や意見の提出状況は。
事務局	・期間は6月30日から7月29日まで、これまでに2件の意見が提出されている。

委員	・条例中に「特定空家に認定された隣地の所有者は、安全のために協力しなければならない」といった文言を入れることはできないか。接道の問題などで対応が困難なケースについて、条例でカバーできるとよい。
事務局	・条例中の「市民等の責務」にあたると思うが、そこまでの記述は難しい。条例では記述できなくても、現在は所有者等にだけ対応をお願いしていることを、隣地所有者等に対してもお願いするということがひとつの方法と思う。

(2) 知多市特定空家等認定基準（案）について

会長	・老朽度判定について、区分1の項目のそれぞれの最高評点を足すと175点になり、合計の最高点は220点になるのではないか。
事務局	・そのように修正します。
会長	・衛生・生活環境上不適切な空家等は判定が難しい。協議会でも意見を聴きながら進めたいので、御協力をお願いしたい。
委員	・岡田の古い街並みのように景観を大切にすることで、特定空家に認定して解体を促すよりも、民間の力を活用しながら街並みの再生になるように市がアドバイスしていく姿勢も必要ではないか。そのような視点での基準があってもよいのでは。
会長	・基準に合致したら即、特定空家に認定し解体を促すということではない。特定空家の認定候補にした上で、市から所有者に通知し、対応を促していくことになる。その際に、解体することだけではなく、修繕をして利活用をしていく上で、まちづくりや文化的な観点から使える補助金などについての情報を提供し、相談をしながら対応していく必要がある。
委員	・特定空家等の認定基準について、パブリックコメントは実施するか。
事務局	・パブリックコメントは予定していない。
委員	・認定基準を公表することで、所有者等に空家の管理や流通を促す効果があると思う。
会長	・認定基準だけを見てもなかなかわかりにくいので、セミナーや相談会などをぜひ実施してほしい。
会長	・次回は認定のための調査票等のほか、現在把握している空家の状態について、特定空家候補がどのくらいあるのか、示してもらいたい。

以上